

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 6 年 7 月 11 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
第 29 回京都府消防操法大会における会場設営等業務
- (2) 業務の仕様
入札説明書、仕様書のとおり
- (3) 期間
契約日から令和 6 年 8 月 25 日（日）まで（大会が延期の場合は令和 6 年 9 月 8 日まで）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府危機管理部消防保安課（京都府庁第 1 号館 6 階）
電話番号(075)414-4471
- (2) 入札説明書の交付期間等
 - ア 交付期間
令和 6 年 7 月 11 日（木）から令和 6 年 7 月 17 日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）
 - イ 交付方法
原則として、アの期間に京都府ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口配布を希望する場合は、2 の(1)の場所へ問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の 4 月 1 日をいう。以下同じ。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）

- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
 - (3) 過去5年以内に地方自治体が実施する消防操法大会等の会場設営業務に係る実績を有する者で、府が委託する業務を確実に履行できると認められる者であること。

5 資格審査の認定手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年7月11日（木）から令和6年7月17日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 交付方法

(ア) 原則として、2の(2)の期間に、京都府ホームページ上からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、2の(2)の期間に、2の(1)の場所へ問い合わせの上、入手すること。

(2) 申請書の受付期間

入札公告日から令和6年7月17日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出場所 2の(1)に同じ。

(4) 提出方法

受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

(5) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記事項全部証明書及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第16条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書並びに破産者で復権を得ない者でないことの証明書

- イ 府税納税証明書
- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書
- エ 営業経歴書
- オ 印鑑証明書
- カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書
- キ 過去5年以内地方自治体が実施する消防操法大会等の会場設営業務に係る実績を有する者で、府が委託する業務を確実に履行できると認められるものに該当することを証する書類
- ク 誓約書
- ケ 一般競争入札参加資格審査申請書類調書

(6) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について参加資格があると認定された者は、第29回京都府消防操法大会における会場設営等業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和6年8月25日までとする。（大会が延期の場合は令和6年9月8日まで）

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めるときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又はこれらの業務の内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和6年7月26日(金)午前11時00分
 - イ 場所 京都府庁第1号館6階災害対策本部会議室B
- (2) 入札の方法
 - ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
 - イ 入札回数は2回までとする。
- (3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

 - ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
 - イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札
 - エ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理としての入札を含む。)をした者の入札
 - オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札
 - カ 5に掲げる認定の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札
 - キ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札
 - ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札
- (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145

条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否
要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は契約保証金を免除する。

14 その他

- (1) 1から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は入札説明書による。